

## 喜多方市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等給付金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格を取得しようとする母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の母又は父（20歳未満の児童を養育している者に限る。以下同じ。）に給付金を支給することにより、その生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

### (給付金)

第2条 給付金は、高等技能訓練促進費（以下「訓練促進費」という。）及び入学支援修了一時金（以下「一時金」という。）とする。

### (対象者)

第3条 給付金の支給の対象者は、訓練促進費にあつては養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、一時金にあつては修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件を全て満たすひとり親家庭の母又は父であつて、市内に住所を有する者とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者又は当該手当を受給するための要件である所得の水準と同様の所得水準にある者であること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 資格を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と養成機関における修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 過去に本市又は他の地方公共団体において、訓練促進費又は一時金の支給を受けていないこと。国の求職者支援制度における職業訓練受講給付金等、この事業と趣旨を同じくする給付金についてもまた、同様とする。

### (対象資格)

第4条 給付金の支給の対象となる資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師

- (2) 介護福祉士
  - (3) 保育士
  - (4) 理学療法士
  - (5) 作業療法士
  - (6) 准看護師
  - (7) 歯科衛生士
  - (8) 美容師
  - (9) 社会福祉士
  - (10) 製菓衛生師
  - (11) 調理師
- (支給期間等)

第5条 訓練促進費の支給期間は、養成機関において修業する全期間（上限4年）とする。なお、支給期間は、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえ資格取得に必要な期間とする。

2 平成30年4月1日より、訓練促進費の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算36月を超えない範囲で支給するものとする。

3 訓練促進費は、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

4 一時金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。なお、訓練促進費の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に支給するものとする。

(支給額)

第6条 訓練促進費の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進費の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進費の支給を請求する場

合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額140,000円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額110,500円)

2 一時金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

(事前相談の実施)

第7条 市長は、対象資格に係る養成課程の開始前に、給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の母又は父を対象として、事前相談を実施するものとする。

2 市長は、前項の事前相談においては、ひとり親家庭の母又は父から、その生活状況、職業経験、有する資格及び技能、希望する職種、職業生活の展望を聴取し、養成訓練を受けることが、当該ひとり親家庭の経済的自立を図る上で有効であるか等、養成訓練の有効性や必要性について確認するものとする。

(支給申請)

第8条 給付金の支給を受けようとする対象者は、高等技能訓練促進費等支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 訓練促進費の支給申請は、修業開始日以後に行うことができるものとし、一時金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

3 訓練促進費の支給申請に当たっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、市長が公簿等により確認することができる場合において、当該対象者の承認を得て確認を行うときは、当該書類を省略することができる。

(1) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 当該対象者の児童扶養手当証書の写し（当該対象者が児童扶養手当受給者の場合。以下同じ）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第10号）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(3) 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）

(4) 支給申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類

4 一時金の支給申請に当たっては、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が公簿等により確認することができる場合において、当該対象者の承認を得て確認を行うときは、当該書類を省略することができる。

(1) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を明らかにできるものに限る。）

(2) 当該対象者の児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証

明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第10号）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

（3） 当該対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

（4） 第6条第2項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

（5） 養成機関の長が発行する修了証明書の写し

5 一時金の支給申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

6 支給申請書及び支給申請書に添付する書類の部数は、1部とする。  
（支給の決定等）

第9条 市長は、前条による支給申請書の提出があつたときは、当該対象者が第3条に定める対象者の要件並びに訓練促進費等の額に関する事項を審査し、速やかに支給の可否及び支給する場合の額について決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、当該対象者に対し、高等技能訓練促進費等支給決定通知書（様式第2号）又は高等技能訓練促進費等支給申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（給付金の請求）

第10条 前条第2項により給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、高等技能訓練促進費等請求書（様式第4号）により、速やかに市長に給付金の交付を請求するものとする。

2 訓練促進費に係る前項の規定による請求は、支給の対象となる月（以下「支給対象月」という。）ごとに、支給対象月の翌月14日までに提出しなければならない

い。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(状況の確認等)

第 11 条 訓練促進費の支給を受けている受給者は、次の表の「支給対象月」欄に掲げる訓練促進費の支給対象月に係る出席状況等について「報告月」欄に掲げる期日まで、出席状況報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

支給対象月	報告月
4 月から 6 月	直近の 7 月 14 日
7 月から 9 月	直近の 10 月 14 日
10 月から 12 月	直近の 1 月 14 日
1 月から 3 月	直近の 4 月 14 日、ただし、修了年度は一時金申請提出時

2 市長は、前項による出席状況報告により、夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外によって、訓練促進費の支給を受けている受給者が支給対象月の初日から末日まで 1 日も出席しなかった月があった場合には、当該月については、訓練促進費の支給要件に該当しないものとする。

3 訓練促進費の支給を受けている受給者は、修業年度ごとに翌年度開始月の 14 日までに、就業年度末現在の養成機関の長が証明する単位取得証明書又は成績証明書を市長に提出しなければならない。（修了年度による単位取得証明書又は成績証明書を除く。）

4 市長は、第 1 項及び前項のほか、受給者に対し、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

(受給資格喪失の届出)

第 12 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、高等技能訓練促進費等資格喪失届（様式第 6 号）を当該事由の生じた日から起算して 14 日以内に市長に届け出なければならない。

(1) ひとり親家庭の母又は父でなくなったとき。

(2) 本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 養成機関における修業を取りやめたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、給付金の支給要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、受給者が給付金の支給要件に該当しなくなったときは、その事由が生じた日に遡って支給決定を取り消し、高等技能訓練促進費等支給決定取消通知書

(様式第7号)により、当該受給者に通知するものとする。

(変更の届出)

第13条 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき、世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったとき又は災害等のやむを得ない事情により養成機関を変更するとき若しくは住所の変更等支給申請書の内容に変更が生じたとき(前条第1項に該当する場合を除く。)は、事由が発生した日から起算して14日以内に高等技能訓練促進費等変更届(様式第8号)により、変更内容に係る証明書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、支給額の変更決定を行ったときは、高等技能訓練促進費等支給額変更決定通知書(様式第9号)により、当該受給者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第14条 市長は、受給者が支給の要件に該当しなくなったとき又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認めるときは、当該受給者から既に支給した給付金に相当する金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に養成機関において修業するものから適用する。ただし、第7条の規定は、この要綱の施行の日から6月を超えない範囲内において、市長が別に定める日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

(経過措置)

1 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

2 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、



同法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する控除を受ける者をいう。) であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

様式第3号（第9条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

喜 多 方 市 長



高等技能訓練促進費等支給申請却下通知書

さきに申請のありました高等技能訓練促進費等支給申請書を審査した結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので通知します。

記

申請を却下した理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

喜 多 方 市 長

住 所

氏 名

高等技能訓練促進費等請求書

年 月 日付 第 号により支給決定通知のあった 高等技能訓練促進費等として、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	金	円
積算の根拠	高等技能訓練促進費 月額	円
		年 月 分
	入学支援修了一時金	円